解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十一月一日存立期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

奈良県吉野郡吉野町大字佐々羅二一番地

財団法人佐々羅育英会

代表清算人　藤門　勉

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年十月二十五日付東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

東京都中央区晴海二丁目一番四〇号

晴海二丁目土地区画整理組合

代表清算人　瀬川　修

解散公告（第三回）

辻土地改良区は、平成二十四年十一月六日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出られたく、土地改良法第六十九条の二第一項及び第四項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

兵庫県豊岡市辻八五番地

清算法人辻土地改良区

清算人代表　岡谷　邦人

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年十二月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

鹿児島市山下町一五番一号

財団法人鹿児島市住宅公社

代表清算人　濱田　光隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道河西郡中札内村大通南三丁目三九番地、最後の住所北海道河西郡中札内村西一条南二丁目四番地　被相続人　亡　一橋　典子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

北海道帯広市東八条南八丁目一番地

相続財産管理人　中島　和典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市本宮町二丁目一一番地、最後の住所茨城県日立市本宮町二丁目七番一六号　被相続人　亡　鈴木　貞和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

茨城県水戸市大町一丁目二番六　三井生命水戸ビル五階コラソン法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中本　義信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市森の里九〇番地二六、最後の住所茨城県取手市宮和田五一八番地六ビューラー廣川B棟二〇二　被相続人　亡　楠　光一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

茨城県龍ヶ崎市四四三三番地

相続財産管理人　黒田　松壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県羽生市西三丁目二五番、最後の住所埼玉県深谷市人見一六六五番地三　ひとみ園　被相続人　亡　神谷　清一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

事務所埼玉県熊谷市末広一丁目四九番地

金井末広ビル二階　埼玉北部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　国吉　真弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市八筋川三七七七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　柳川　とし

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

事務所千葉市中央区中央三丁目四番八号

コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中溝　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市飯田町二五九番地二六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　枝　久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー二三階TMI総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大越　有人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市元町一〇番、最後の住所静岡県富士市岩本一一八四番地の一　岩本園　被相続人　亡　杉浦　ナツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

静岡県富士市吉原四丁目六番一九号

相続財産管理人　弁護士　長橋　順

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市向山大池町三九番地、最後の住所浜松市北区三ヶ日町三ヶ日六八八番地　被相続人　亡　岡部　佳春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

静岡県磐田市下本郷二六六―五八

相続財産管理人　森西　正

第25期決算公告　平成24年12月19日

岩手県盛岡市大通三丁目3番10号

株式会社アイアックス

代表取締役社長　中村　盛一

貸借対照表の要旨（平成24年9月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	84
	固定資産	1,037
	合計	1,121
負債及び純資産の部	流動負債	15
	固定負債	7
	資本金	1,308
	利益剰余金	99
	その他利益剰余金	1,209
	（うち当期純損失）	1,209
	自己株式	(22)
	株式等評価差額金	0
	合計	△209
		1,121